

目次

I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	1
3	中間答申	1
4	取下げ	2
5	平均処理期間・審議回数	2
6	各部会の調査審議回数	3
7	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	3
8	指名委員の活動実績	3
9	特徴のある事件	3
10	インカメラ	5
11	ヴォーンインデックス	5
12	地方での口頭意見陳述聴取の実施	5

II 情報公開

1	諮問・答申件数	6
2	答申結果の分類	6
3	平均処理期間・審議回数	6
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	7
5	特徴のある事件	8
6	インカメラ	9
7	ヴォーンインデックス	9

III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	10
2	答申結果の分類	11
3	平均処理期間・審議回数	11
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	12
5	特徴のある事件	12
6	インカメラ	13
7	ヴォーンインデックス	13

IV	付言の実績	14
----	-------	----

平成20年度の調査審議等の状況

(平成20年4月～平成21年3月)

I 全体

1 諮問・答申件数

平成20年度の諮問件数は1,154件、答申件数は950件、未済件数は735件となっている。

なお、平成13年度から平成20年度までの総諮問件数は6,425件、総答申件数は5,432件となっている。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成20年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	1,031	821	72
独立行政法人等	123	129	5
累 計	1,154	950	77

[平成13年度～平成20年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	5,710	4,886	219	605
独立行政法人等	715	546	39	130
累 計	6,425	5,432	258	735

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成20年度に出された答申件数(950件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、177件(18.6%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	46 (4.8%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	131 (13.8%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	773 (81.4%)

3 中間答申

平成20年度においては、運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

4 取下げ

平成20年度における諮問事件の取下げは、合計で77件である。このうち、情報公開関連は57件（行政機関53件、独立行政法人等4件）、個人情報保護関連は20件（行政機関19件、独立行政法人等1件）である。

取下げの理由をみると、全部開示したものは5件、改めて開示決定等を実施したものは2件、不服申立人の自主的な取下げは69件、その他（却下等）1件となっている。

5 平均処理期間・審議回数

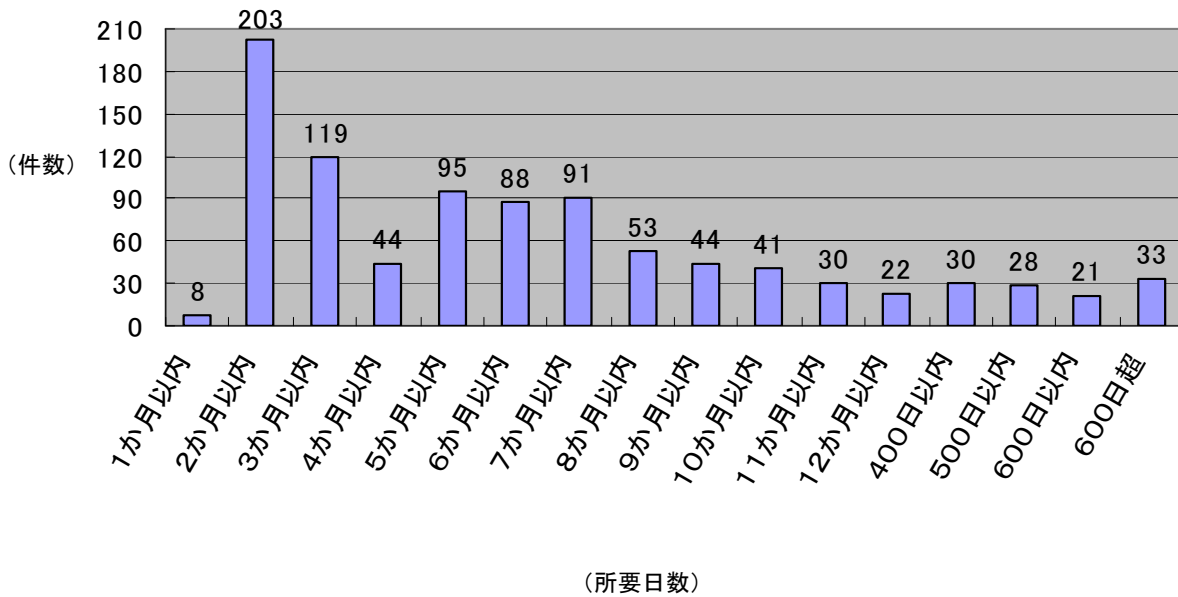
平成20年度の答申（950件）について、平均処理期間は191.2日、平均審議回数は1.9回であり、最短の事件では27日で処理が終了しており（平成20年度（行情）答申402号、平成20年度（行情）答申403号、平成20年度（行情）答申404号、平成20年度（行個）答申178号、平成20年度（行個）答申179号）、最長の事件では1,636日かかっている（平成20年度（独情）答申第57号）。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、2か月で答申をしたものが最も多く、次いで3か月で答申したものとなっている。

所要日数	答申数（件）	割合（％）
1か月以内に答申	8	0.8
2か月以内	203	21.4
3か月以内	119	12.5
4か月以内	44	4.6
5か月以内	95	10.0
6か月以内	88	9.3
7か月以内	91	9.6
8か月以内	53	5.6
9か月以内	44	4.6
10か月以内	41	4.3
11か月以内	30	3.2
12か月以内	22	2.3
400日以内	30	3.2
500日以内	28	2.9
600日以内	21	2.2
600日超	33	3.5

（注）1か月＝30日として集計

答申所要日数



6 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として1週間に1回のペースで調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	34回
第2部会	32回
第3部会	31回
第4部会	35回
第5部会	34回

7 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成20年度の答申(950件)についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは3件(不服申立人3件)であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは100件である。

(注) 1 一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。

2 部会又は指名委員による聴取実績である。

8 指名委員の活動実績

平成20年度の答申(950件)についてみると、94件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法(以下「設置法」という。)12条に基づき指名委員が口頭意見陳述又は口頭説明の聴取を行っている。

9 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成20年度の実績は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の12.9%と最も多く、次に存否応答拒否事件が全体の5.5%と多い。

(諮問)

(単位：件，%)

	情報公開	個人情報保護	合計	全諮問件数に占める割合
不存在事件	123	26	149	12.9
存否応答拒否事件	56	7	63	5.5
文書等の特定を争う事件	23	6	29	2.5
適用除外事件	4	3	7	0.6
逆FOIA事件	22	0	22	1.9
行政文書等非該当事件	1	5	6	0.5

(答申)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計	全部を妥当でないとした答申数
不存在事件	97	20	117	情報公開6件，個人情報保護2件
存否応答拒否事件	47	6	53	情報公開4件，個人情報保護3件
文書等の特定を争う事件	18	2	20	情報公開5件，個人情報保護1件
適用除外事件	1	4	5	—
逆FOIA事件	20	0	20	—
行政文書等非該当事件	0	3	3	個人情報保護3件

9-1 不存在事件

不存在事件については、平成20年度で149件（情報公開123，個人情報保護26）の諮問を受け、平成19年度以前の諮問も含め、117件（情報公開97，個人情報保護20）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は8件あり、情報公開関連が6件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注）1 平成20年度（行情）答申第84号，平成20年度（行情）答申第173号，平成20年度（行情）答申第240号，平成20年度（行情）答申第285号，平成20年度（行情）答申第465号及び平成20年度（独情）答申第84号

2 平成20年度（行個）答申第232号及び平成20年度（独個）答申第2号

9-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成20年度に63件（情報公開56，個人情報保護7）の諮問を受け、平成19年度以前の諮問も含め、53件（情報公開47，個人情報保護6）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは7件あり、情報公開関連が4件（注1）、個人情報保護関連が3件（注2）である。

（注）1 平成20年度（行情）答申第263号，平成20年度（行情）答申第279号，平成20年度（行情）答申第369号及び平成20年度（行情）答申第370号

2 平成20年度（行個）答申第192号，平成20年度（行個）答申第193号及び平成20年度（行個）答申第233号

9-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成20年度に29件（情報公開

23、個人情報保護6)の諮問を受け、平成19年度以前の諮問を含め、20件(情報公開18件、個人情報2件)について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは6件あり、情報公開関連が5件(注1)、個人情報保護関連が1件(注2)である。

(注)1 平成20年度(行情)答申第299号、平成20年度(行情)答申第329号、平成20年度(行情)答申第414号、平成20年度(行情)答申第420号及び平成20年度(独情)答申第85号)

2 平成20年度(独個)答申第17号

9-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成20年度に7件(情報公開4、個人情報保護3)の諮問を受け、平成19年度以前の諮問を含め、5件(情報公開1、個人情報保護4)について答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

9-5 逆FOIA(第三者不服申立て)事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成20年度に22件(すべて情報公開)の諮問を受け、平成19年度以前の諮問を含め、20件(すべて情報公開)について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

9-6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成20年度に6件(情報公開1、個人情報保護5)の諮問を受け、平成19年度以前の諮問を含め、3件(すべて個人情報保護)について答申を出している。

これら行政文書等非該当事件に関する答申(平成20年度(行個)答申第219号、平成20年度(行個)答申第220号、平成20年度(行個)答申第221号)は、すべて妥当でないとされている。

10 インカメラ

平成20年度の答申(950件)についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは420件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が不存在である場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

11 ヴォーンインデックス

平成20年度の答申(950件)についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

12 地方での口頭意見陳述聴取の実施

平成20年度に不服申立人等の口頭意見陳述の聴取を地方において行った実績はない。

Ⅱ 情報公開

1 諮問・答申件数

平成20年度の諮問件数は825件、答申件数は678件、未済件数は608件となっている。

なお、平成13年度から平成20年度までの総諮問件数は5,717件、総答申件数は4,880件となっている。

○情報公開関連

[平成20年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	742	586	53
独立行政法人等	83	92	4
累 計	825	678	57

[平成13年度～平成20年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	5,150	4,447	194	509
独立行政法人等	567	433	35	99
累 計	5,717	4,880	229	608

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成20年度に出された答申件数(678件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、134件(19.8%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	33 (4.9%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	101 (14.9%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	544 (80.2%)

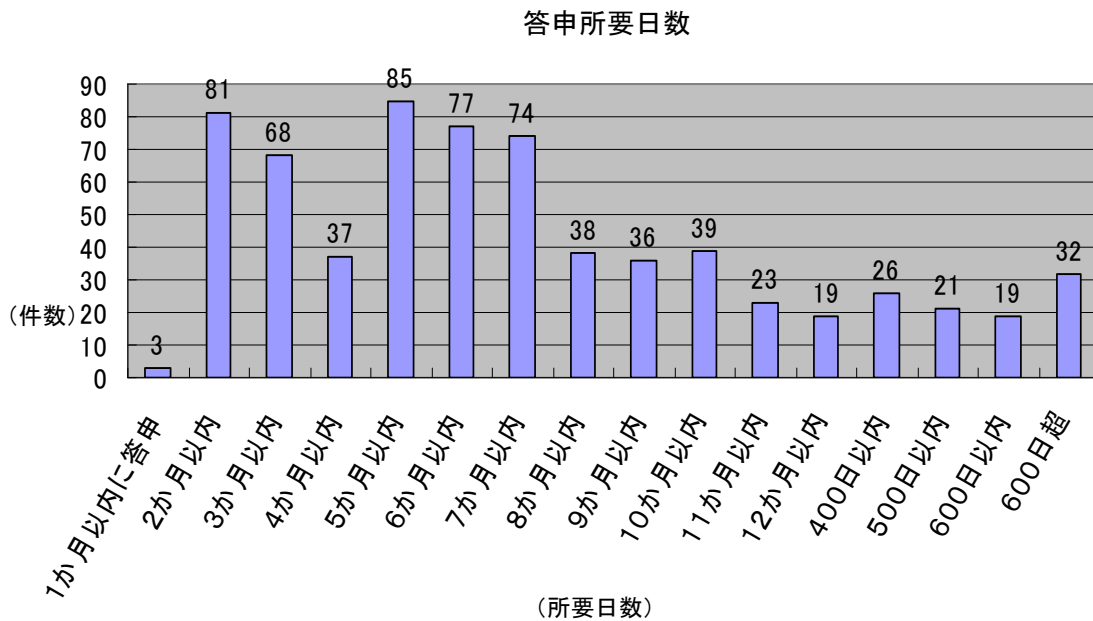
3 平均処理期間・審議回数

平成20年度の答申(678件)について、平均処理期間は220.9日、平均審議回数は2.0回であり、最短の事件では27日で処理が終了しており(平成20年度(行情)答申第402号、平成20年度(行情)答申第403号、平成20年度(行情)答申第404号)、最長の事件では1,636日かかっている(平成20年度(独情)答申第57号)。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、5か月で答申をしたものが最も多くなっている。

所要日数	答申数（件）	割合（％）
1か月以内に答申	3	0.5
2か月以内	81	12.0
3か月以内	68	10.0
4か月以内	37	5.5
5か月以内	85	12.5
6か月以内	77	11.4
7か月以内	74	10.9
8か月以内	38	5.6
9か月以内	36	5.3
10か月以内	39	5.8
11か月以内	23	3.4
12か月以内	19	2.8
400日以内	26	3.8
500日以内	21	3.1
600日以内	19	2.8
600日超	32	4.7

(注) 1か月＝30日として集計



4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成20年度の答申（678件）についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは3件（不服申立人3件）であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは83件である。

- (注) 1 一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。
 2 部会又は指名委員による聴取実績である。

5 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成20年度の様子は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の14.9%と最も多く、次に存否応答拒否事件が全体の6.8%と多い。

(単位：件、%)

区 分	諮 問		答 申	
	件数	全諮問件数に占める割合	件数	全部を妥当でないとした答申数
不存在事件	123	14.9	97	6
存否応答拒否事件	56	6.8	47	4
文書の特定を争う事件	23	2.8	18	5
適用除外事件	4	0.5	1	0
逆FOIA事件	22	2.7	20	0
行政文書等非該当事件	1	0.1	0	0

5-1 不存在事件

不存在事件については、平成20年度では123件の諮問を受け、平成19年度以前の諮問も含め、97件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は、6件（注）である。

（注）平成20年度（行情）答申第84号、平成20年度（行情）答申第173号、平成20年度（行情）答申第240号、平成20年度（行情）285号、平成20年度（行情）答申第465号及び平成20年度（独情）答申第84号

5-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成20年度に56件の諮問を受け、平成19年度以前の諮問も含め、47件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、4件（注）である。

（注）平成20年度（行情）答申第263号、平成20年度（行情）答申第279号、平成20年度（行情）答申第369号及び平成20年度（行情）答申第370号

5-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成20年度に23件の諮問を受け、平成19年度以前の諮問も含め、18件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、5件（注）である。

（注）平成20年度（行情）答申第299号、平成20年度（行情）答申第329号、平成20年度（行情）答申第414号、平成20年度（行情）答申第420号及び平成20年度（独情）答申第85号

5-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成20年度に4件の諮問を受け、1件について答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

5-5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成20年度に22件の諮問を受け、平成19年度以前の諮問を含め、20件について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、妥当でないと言われたものはない。

5-6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成20年度に1件の諮問を受けており、平成19年度以前の諮問も含め、答申は出していない。

6 インカメラ

平成20年度の答申（678件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは360件となっている。

（注） 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

7 ヴォーンインデックス

平成20年度の答申（678件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

（注） ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

平成20年度の諮問件数は329件、答申件数は272件、未済件数は127件となっている。

なお、平成17年度からの総諮問件数は708件、総答申件数は552件となっている。

○個人情報保護関連

[平成20年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	289	235	19
独立行政法人等	40	37	1
累 計	329	272	20

<行政機関>

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	275	232	19
訂正請求関連	11	3	0
利用停止請求関連	3	0	0
累 計	289	235	19

<独立行政法人等>

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	36	31	1
訂正請求関連	3	5	0
利用停止請求関連	1	1	0
累 計	40	37	1

[平成17年度～平成20年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数 (年度末)
行政機関	560	439	25	96
独立行政法人等	148	113	4	31
累 計	708	552	29	127

2 答申結果の分類

平成20年度に出された答申件数(272件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、43件(15.8%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	13 (4.8%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	30 (11.0%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	229 (84.2%)

3 平均処理期間・審議回数

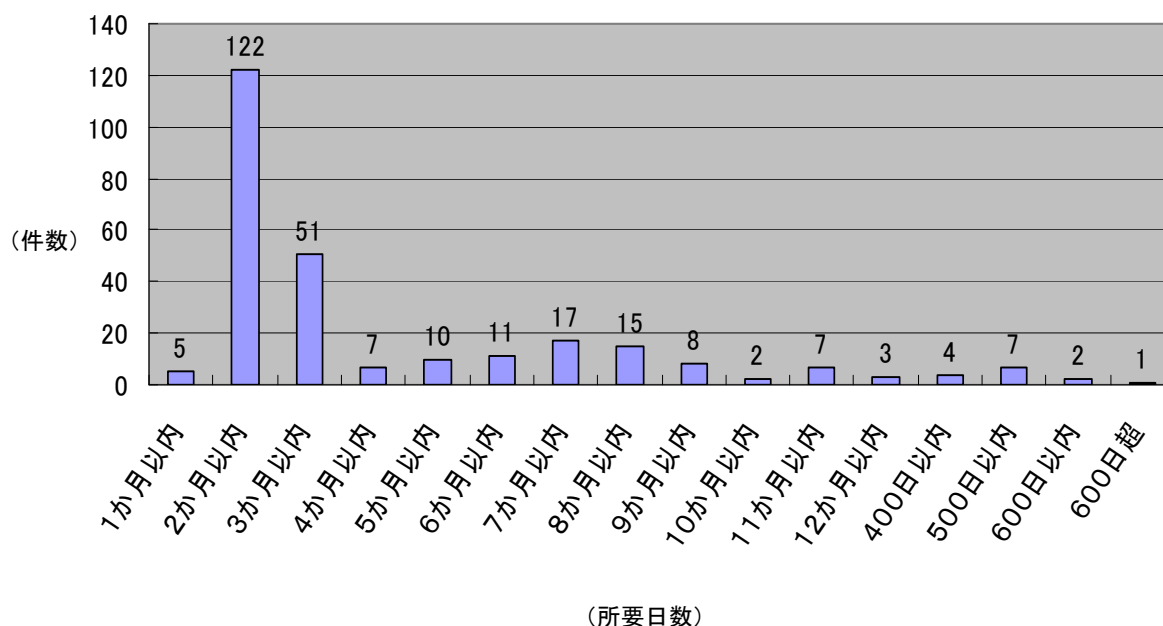
平成20年度の答申(272件)について、平均処理期間は117.0日、平均審議回数は1.5回であり、最短の事件では27日で処理が終了しており(平成20年度(行個)答申第178号及び平成20年度(行個)答申第179号)、最長の事件では609日かかっている(平成20年度(行個)答申第34号)。

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、2か月で答申をしたものが最も多くなっている。

所要日数	答申数(件)	割合(%)
1か月以内	5	1.8
2か月以内	122	44.9
3か月以内	51	18.8
4か月以内	7	2.6
5か月以内	10	3.7
6か月以内	11	4.0
7か月以内	17	6.3
8か月以内	15	5.5
9か月以内	8	2.9
10か月以内	2	0.7
11か月以内	7	2.6
12か月以内	3	1.1
400日以内	4	1.5
500日以内	7	2.6
600日以内	2	0.7
600日超	1	0.4

(注) 1か月=30日として集計

答申所要日数



4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成20年度の答申(272件)についてみると、不服申立人から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは17件である。

- (注) 1 一つの事件について、双方ともに実施される場合もある。
2 部会又は指名委員による聴取実績である。

5 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成20年度の実況は以下のとおりであり、不存在事件が全諮問事件数の7.9%と最も多く、次に存否応答拒否事件が全体の2.1%と多い。

(単位：件，%)

区分	諮問		答申	
	件数	全諮問件数に占める割合	件数	全部を妥当でないとした答申数
不存在事件	26	7.9	20	2
存否応答拒否事件	7	2.1	6	3
保有個人情報の特定を争う事件	6	1.8	2	1
適用除外事件	3	0.9	4	0
逆FOIA事件	0	0.0	0	0
保有個人情報非該当事件	5	1.5	3	3

5-1 不存在事件

不存在事件については、平成20年度では26件の諮問を受け、平成19年度以前の

諮問も含め、20件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは2件（注）である。

（注）平成20年度（行個）答申第232号及び平成20年度（独個）答申第2号

5-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成20年度に7件の諮問を受け、6件について答申を出している。

この存否応答拒否に関する答申のうち、妥当でないとされたものは3件（注）である。

（注）平成20年度（行個）答申第192号、平成20年度（行個）答申第193号及び平成20年度（行個）答申第233号

5-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成20年度に6件の諮問を受け、平成19年度の諮問も含め、2件について答申が出されている。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは1件（平成20年度（行個）答申第17号）である。

5-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成20年度に3件の諮問を受け、平成19年度の諮問も含め、4件の答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものはない。

5-5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成20年度に受け付けた諮問はなく、答申も出されていない。

5-6 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成20年度に5件の諮問を受け、平成19年度の諮問も含め、3件の答申を出している。

これら保有個人情報非該当事件に関する答申（平成20年度（行個）答申第219号、平成20年度（行個）答申第220号及び平成20年度（独個）答申第221号）は、すべて妥当でないとされている。

6 インカメラ

平成20年度の答申（272件）についてみると、対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは60件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

7 ヴォーンインデックス

平成20年度の答申（272件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成20年度の答申を整理すると、43件の答申において付言がみられ、諮問の遅れなど8の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（22件）が最も多く、続いて、文書管理に関する付言（8件）、開示の実施手続きについて付言したもの（3件）、文書等の特定について付言したもの（3件）、補正に関する対応に関する付言（2件）、開示決定時の理由の提示について付言したもの（2件）、情報提供について付言したもの（2件）などという順になっている。

各項目の主な付言内容は、以下のとおりである。

(注) 一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（22）

- ・ 諮問庁の業務多忙等の事情を考慮したとしても、本件審査請求の内容、本件対象文書の分量等から見て、審査請求から諮問までにこれほどの長期間を要したことを正当化できるとは言えず、本件諮問は遅きに失したものと言わざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立てに対し、迅速かつ的確に対応することが望まれる。（平成20年（行情）答申第109号及び第110号）
- ・ 審査請求から諮問までに1年6か月余りが経過しており、簡易迅速な手続きによる処理とは言い難いことから、諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。（平成20年度（行個）答申第97号）

など

2) 文書管理について付言したもの（8）

- ・ 当該独立行政法人の不適正な対応によって、異議申立人の開示請求権の実効性を喪失させたと認められるので、今後、開示請求にかかる文書管理の在り方を是正すべきである。（平成20年度（行情）答申第76号ないし第78号）
- ・ 今後、諮問庁においては、行政文書の保存期間が満了して、実際に廃棄するに先立ち、当該文書に対して開示請求がされているか否かを担当部署間で連絡を取って確認するなど、文書管理の適正化を図ることが強く望まれるものである。（平成20年度（行情）答申第412号）

など

3) 開示の実施手続について付言したもの(5)

- ・ 印影のマスキングにより本来開示されるべき部分が隠れてしまう場合であって、開示請求者から求めがある場合には、開示の実施の際に適切な方法で教示するなど、諮問庁において適切に対応することが望まれる。(平成20年度(行情)答申第277号)
- ・ 今後、開示決定に係る文書の写しを作成する際には、当該文書の内容が明瞭に複写されているか確認するなど、適切に処理することが強く望まれるものである。(平成20年度(行個)答申第216号)

など

4) 補正に関する対応について付言したもの(2)

- ・ 処分庁から審査請求人に対する適切な教示もなく、また、補正の意思を書面等により明確に確認しないまま、かかる補正が行われたことを前提に原処分を行ったことは、極めて不適切であったと言わざるを得ず、今後の開示決定に係る事務処理において、適切な対応が望まれる。(平成20年度(行情)答申第463号)
- ・ 本件「補正」は、異議申立人本人ではなく、処分庁の担当職員が行ったことが認められ、異議申立人も、本件法人文書開示請求書につき、処分庁が不適切な補正を行ったとして不服を申し立てている。このような処分庁の対応は、本件につき、補正の手続及びその内容を不明にしたものであって、少なくとも適正を欠くと言わざるを得ず、遺憾である。諮問庁において、今後、情報公開制度に関する事務処理手続の適正化を図るよう望むものである。(平成20年度(独情)答申第28号)

5) 開示決定時の理由の提示について付言したもの(2)

- ・ 原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切を欠くものであると言わざるを得ず、諮問庁においては、本件についての改めての開示決定等を始め、今後の対応においては上記の点につき留意すべきである。(平成20年度(行情)答申第84号)
- ・ 諮問庁は、原処分の不開示理由における廃棄に関する記載は不正確であったとしているが、今後の開示決定に係る事務処理において、適切な対応が望まれる。(平成20年度(行個)答申第32号)

6) 情報提供について付言したもの(2)

- ・ 自己情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を行うことができる旨の教示を明確に行っていなかった疑念を払しょくできず、今後は、自己情報の開示請求に係る事務手続において、適切な対応をすることが望まれる。(平成20年度(行情)答申第555号)

など

7) その他(1)

- ・ 処分庁において、原処分先立つ1回目の不開示決定に対する審査請求を受け、審査請求人に対して開示請求の意図を確認できる機会があったにもかかわらず、それを行うことなく、同人の意図に沿わない文書について開示決定するために1回目の不開示決定を撤回し、不服申立ての利益がなくなったとして当該審査請求を却下したものであり、極めて不適切な対応であったと言わざるを得ない。諮問庁においては、今後、かかる事態が発生することのないよう、開示請求及び不服申立てに係る手続の適正化を図ることが強く望まれるものである。(平成20年度(行情)答申第477号)

【参考】平成20年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(22)	平成20年度(行情)答申第92号 平成20年度(行情)答申第107号及び第108号 平成20年度(行情)答申第109号及び第110号 平成20年度(行情)答申第139号 平成20年度(行情)答申第140号 平成20年度(行情)答申第205号 平成20年度(行情)答申第230号 平成20年度(行情)答申第289号 平成20年度(行情)答申第321号 平成20年度(行情)答申第358号 平成20年度(行情)答申第406号 平成20年度(行情)答申第414号 平成20年度(行情)答申第476号 平成20年度(行情)答申第509号 平成20年度(行情)答申第542号 平成20年度(行情)答申第555号 平成20年度(行情)答申第556号 平成20年度(行情)答申第586号 平成20年度(行個)答申第17号 平成20年度(行個)答申第97号 平成20年度(行個)答申第157号 平成20年度(行個)答申第165号
2) 文書管理について付言したもの(8)	平成20年度(行情)答申第139号 平成20年度(行情)答申第140号 平成20年度(行情)答申第330号 平成20年度(行情)答申第412号 平成20年度(行情)答申第449号及び第452号 平成20年度(行情)答申第450号及び第451号 平成20年度(行情)答申第586号 平成20年度(独情)答申第76号ないし第78号
3) 開示の実施手続きについて付言したもの(5)	平成20年度(行情)答申第277号 平成20年度(行情)答申第384号 平成20年度(行個)答申第216号 平成20年度(行情)答申第406号 平成20年度(行情)答申第476号

4) 補正に関する対応について 付言したもの(2)	平成20年度(行情)答申第463号 平成20年度(独情)答申第28号
5) 開示決定時の理由の提示に ついて付言したもの(2)	平成20年度(行情)答申第84号 平成20年度(行個)答申第32号
6) 情報提供について付言した もの(2)	平成20年度(行情)答申第555号 平成20年度(行情)答申第556号
7) その他の付言(1)	平成20年度(行情)答申第477号

(注) 平成20年度(行情)答申第139号, 平成20年度(行情)答申第140号, 平成20年度(行情)答申第406号, 平成20年度(行情)答申第476号, 平成20年度(行情)答申第555号, 平成20年度(行情)答申第556号及び平成20年度(行情)答申第586号においては, 複数の項目にわたって付言している。